

## 第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会設置要綱

### (目的)

第1条 埼玉県における再犯防止に関する施策を推進するため、第2期埼玉県再犯防止推進計画策定委員会（以下「計画策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 計画策定委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 埼玉県再犯防止推進計画の策定等の助言に関すること。
- (2) その他、必要と認められる事項に関すること。

### (組織)

第3条 計画策定委員会は、埼玉県再犯防止関係機関連絡会議（以下「連絡会議」という。）の関係者で構成する。

- 2 計画策定委員会には議長を置き、連絡会議の議長が兼務する。
- 3 議長は、会務を総括し、これを代表する。
- 4 議長が不在の場合は、連絡会議の副議長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は令和5年9月22日から令和6年3月31日とする。

- 2 任期満了前に委員が退任し、後任として就任した委員については、前任者の残任期間を任期とする。

### (会議の招集)

第5条 計画策定委員会は、必要に応じて議長が招集する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し会議の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、オブザーバーを出席させることができる。

### (庶務)

第6条 計画策定委員会の事務局は、埼玉県福祉部社会福祉課とする。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、計画策定委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則 この要綱は、令和5年9月22日から施行する。